

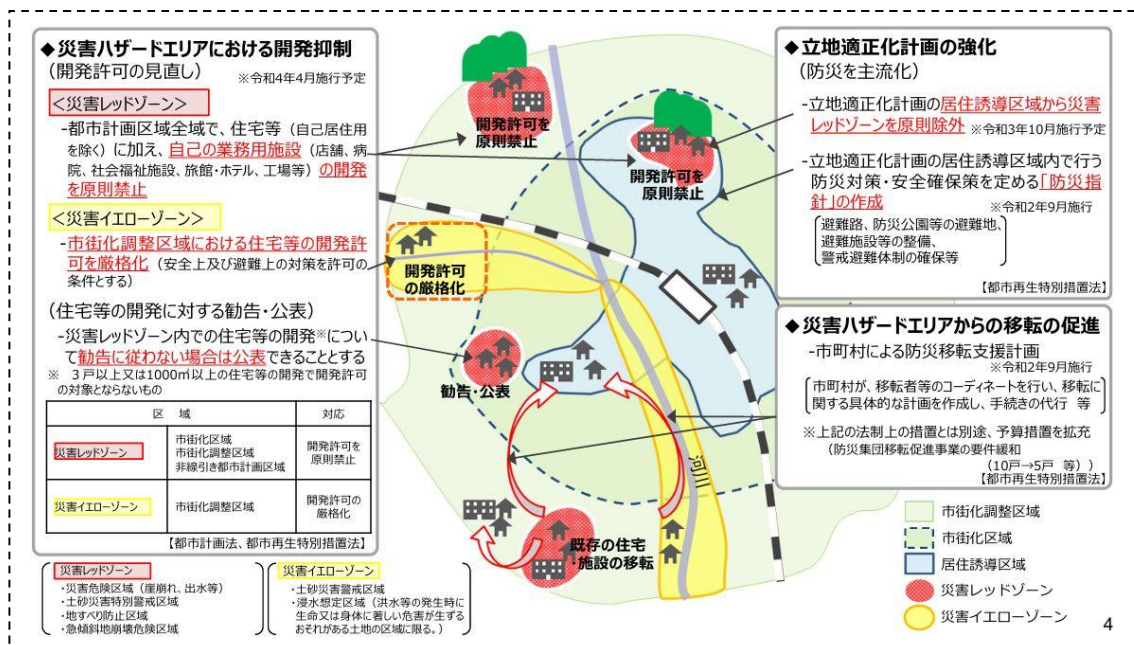
# 8 防災指針

## 8-1 防災指針とは

近年、全国各地で頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を設定し、水災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めることが必要となっています。こうした背景を踏まえ、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針が位置づけられました。

防災指針は、居住誘導区域や都市機能誘導区域の内外にわたる住宅や誘導施設の立地の誘導のため策定する、都市の防災機能の確保に関する指針です。防災指針の策定にあたっては、災害リスクの分析結果をもとに、防災・減災まちづくりに向けた課題を整理のうえ、取り組み方針を検討します。

本指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる防災・減災対策を計画的に実施し、本市においてコンパクトで安全・快適に生活できるまちづくりを推進することを目的に定めます。



（国土交通省資料『「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の改正について』より）

図 防災指針の概要

なお、地震や液状化については、影響の範囲や程度を即地的に定めることが困難であることから、災害リスク分析の対象外とします。なお、これらの災害リスクに対しては、「豊川市地域防災計画」に基づき危険性の周知を行うことで、安全性の向上を図ります。

## 8-2 災害リスクの分析・評価

### (1) 災害リスクの分析に関する基本的な考え方

本市が抱える水災害のハザード情報と都市情報を重ね合わせ、マクロ的な視点（全市域レベル）とミクロ的な視点（地域レベル）から災害リスクの分析を行います。

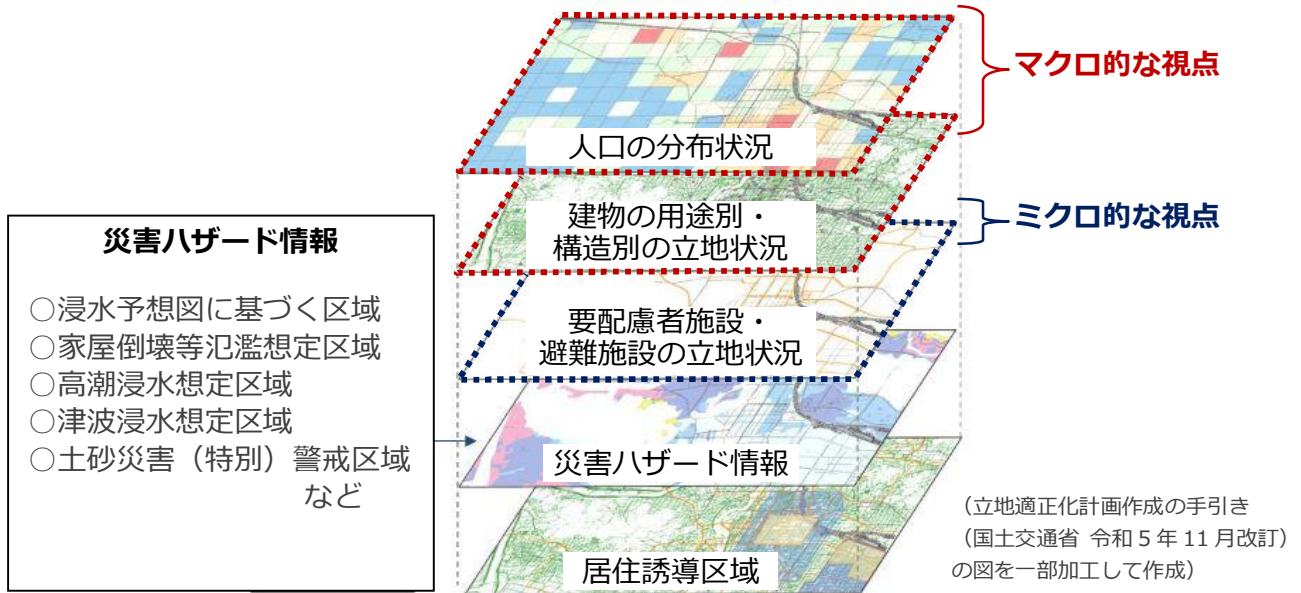


図 災害ハザードと都市情報の重ね合わせイメージ

### (2) 分析の対象とする災害情報

本市で想定される水災害を対象に、すでに公表されているハザード情報（洪水浸水想定区域等）を用いて、都市が抱える災害リスクの分析を行います。水災害のハザード情報のうち、洪水や高潮の浸水深に関しては、想定する降雨の規模（発生頻度）に応じてその範囲と程度が変化するため、計画規模（L1）と想定最大規模（L2）の浸水想定から、災害リスクの分析を行います。

表 分析の対象とする災害情報

災害の種類	対象とする災害情報	規模の想定	出典
洪水	予想浸水深	・計画規模 ・想定最大規模	洪水浸水想定区域図 (中部地方整備局・愛知県)
	浸水継続時間 (浸水深 0.5m 以上)	・想定最大規模	
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸侵食)	・想定最大規模	
内水氾濫	予想浸水深	・想定最大規模	雨水出水浸水想定区域図(豊川市)
高潮	予想浸水深	・計画規模 ・想定最大規模	洪水浸水想定区域図(愛知県)
	浸水継続時間	・想定最大規模	
津波	予想浸水深	・想定最大規模	津波災害情報マップ(愛知県)
土砂災害	地すべり防止区域	—	地すべり防止区域マップ(愛知県)
	急傾斜地崩壊危険区域	—	急傾斜地崩壊危険区域マップ(愛知県)
	土砂災害特別警戒区域	—	土砂災害情報マップ(愛知県)
	土砂災害警戒区域	—	
ため池崩壊	予想浸水深	満水時の決壊を想定	ため池ハザードマップ(豊川市)

### 8-3 防災まちづくりの課題

災害ごとのリスク分析結果から、本市の防災上の課題を以下のとおり整理します。

- ① 想定最大規模の洪水が発生した場合、市内中心部をはじめ、居住誘導区域の大半で浸水する可能性があります。
- ② 市内各河川において、河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。想定最大規模の洪水が発生した場合、家屋の倒壊が発生する可能性があります。
- ③ 山間部の市街化調整区域を中心に、土砂災害による被害が想定されます。音羽地区では、市街化区域内においても土砂災害による被害が想定される地域があります。
- ④ 各水害による浸水や土砂災害が想定される区域には、要配慮者施設や指定避難所が立地しており、災害時に利用できなくなるおそれがあります。
- ⑤ 御津地区の西側や音羽地区では、浸水に加え河岸侵食、土砂災害による複合的な被害が想定されます。
- ⑥ 豊川、豊川放水路流域の広い範囲が、氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。想定最大規模の洪水が発生した場合、木造家屋の倒壊が発生する可能性があります。
- ⑦ 市の沿岸部では、洪水や内水、高潮、津波といった多様な水害リスクが想定されています。想定最大規模の洪水や高潮が発生した場合、水平避難が困難になるだけでなく、平屋を中心に垂直避難が困難となる建物が多く発生する可能性があります。また、高潮により3日以上孤立する可能性のあるエリアでは、住民の健康被害や生命の危機が懸念されます。

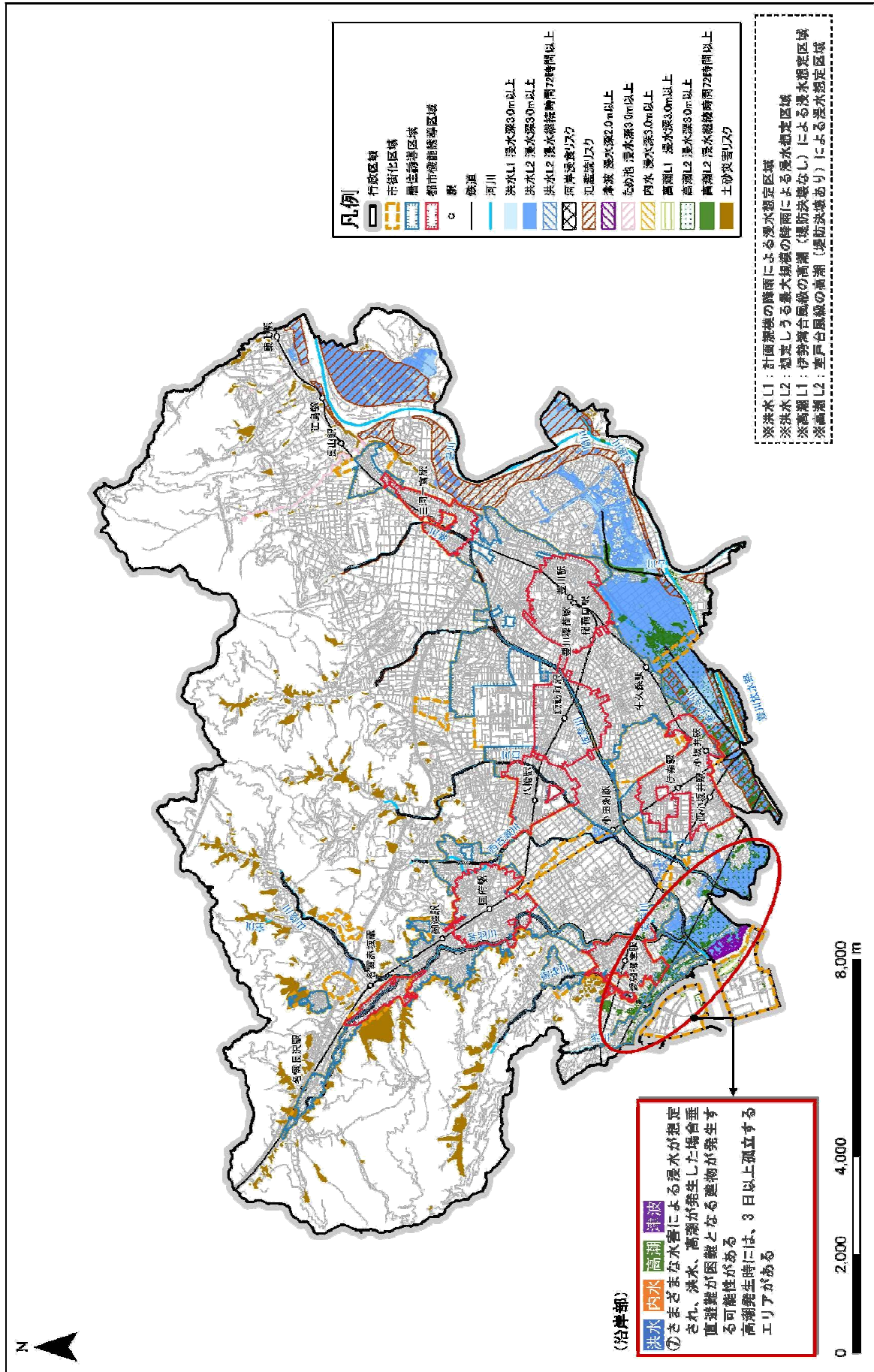


図 主な課題位置①

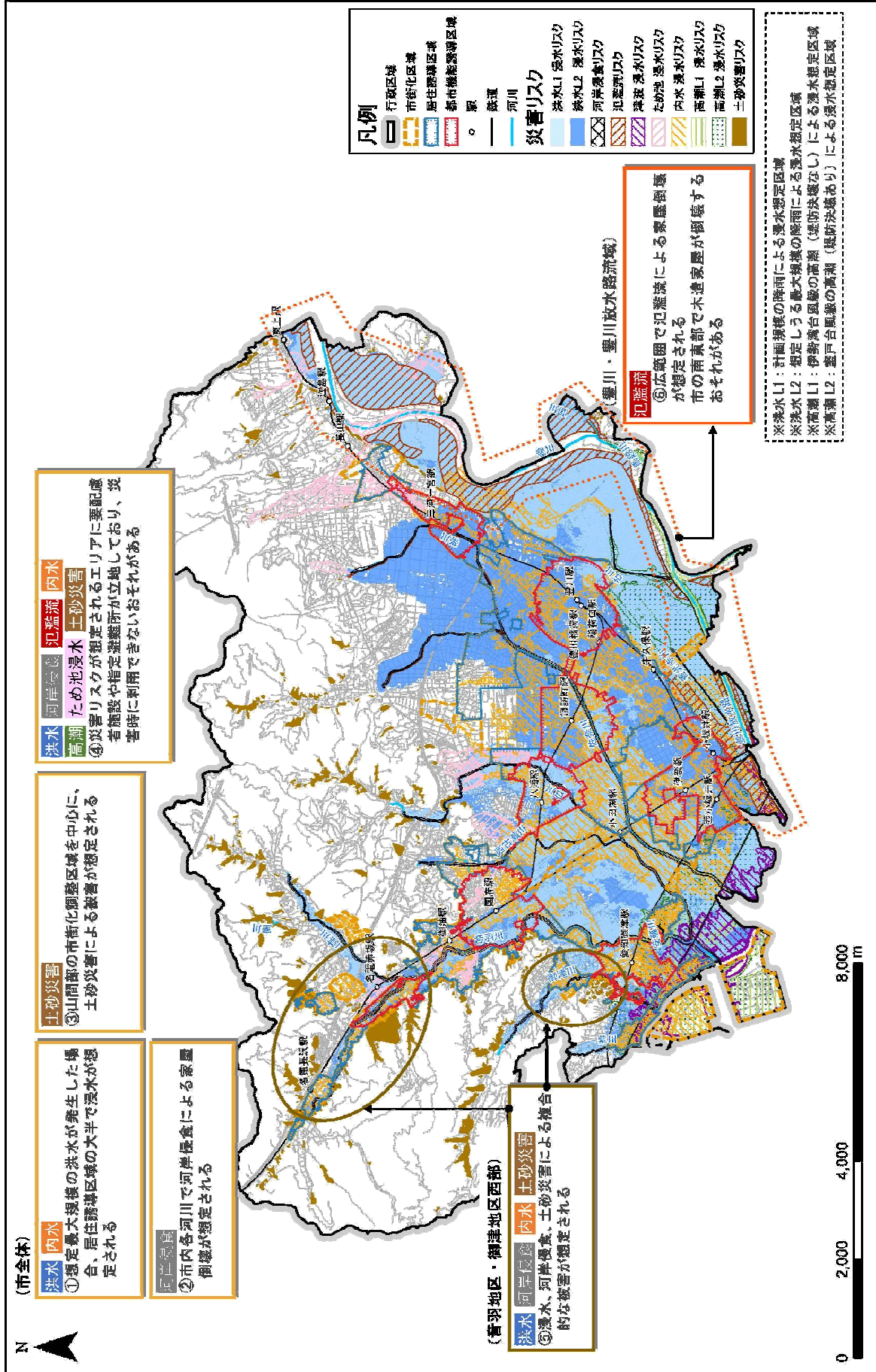


図 主な課題位置図②

## 8-4 防災まちづくりの将来像

本市では、想定最大規模の洪水が発生した場合、居住誘導区域の約 80%が浸水する可能性があります。また、御津地区をはじめとした沿岸部においては、洪水だけでなく、高潮や津波といったさまざまな水害リスクを抱えています。音羽地区や一宮地区では、洪水による浸水リスクに加え、土砂災害による被害の発生も懸念されます。

近年災害の頻発化、激甚化が著しくなっている中で、災害による被害のすべてを防ぐことは困難です。したがって、ハード対策とソフト対策の両面から防災・減災に取り組むことによって、災害リスクを可能な限り低減することが重要となります。

そこで、本市の上位・関連計画における防災・減災に対する考え方も踏まえながら、防災まちづくりの将来像を以下のとおり設定します。

**災害リスクを最小限に抑え、  
市民が安心して便利に暮らし続けられるまち**

## 8-5 防災まちづくりの取組み方針

### (1) 災害リスクに対する基本的な考え方

本市の目指す都市像を実現するためには、居住誘導区域内では住宅の、都市機能誘導区域では誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市防災に関する機能を確保していく必要があります。

それを踏まえ、本市の都市構造を踏まえた防災上の課題に対しては、災害時に被害を発生しないようにする「災害リスクの回避」と、災害時の被害をできる限り小さくする「災害リスクの低減」の視点から対策の方向性を整理します。

表 災害リスクに対する基本的な考え方

対策の分類		考え方
災害リスクの回避		災害の危険性が高い箇所を居住誘導区域から除外すること等により、災害時に被害が発生しないようにする（回避する）
災害リスクの低減	ハード	河川・海岸施設の強化等により、災害時の被害を低減する
	ソフト	避難の確実性・迅速性を向上させ、災害時の被害を低減する

### (2) 災害リスクへの対策の方向性

#### ① 洪水・内水・高潮

【計画規模（L1）への対応】

- ・比較的发生頻度が高い（30～150年に1度の頻度）ことを踏まえ、垂直避難が困難となる予想浸水深3.0m以上の地域については、居住誘導区域から除外することで、災害リスクを回避し、安全を確保します。
- ・予想浸水深3.0m未満の地域については、浸水被害そのものの低減を図るハード対策と、避難対策を中心としたソフト対策を一体的に推進し、災害リスクの低減を図ります。

【想定最大規模（L2）への対応】

- ・想定最大規模の災害による被害を完全に防ぐためのハード対策を行うことは、時間や費用の面から現実的ではありません。そのため、想定最大規模の災害に対しては、避難対策を中心としたソフト対策の取組みを推進し、災害リスクの低減を図ります。
- ・特に、垂直避難が困難となる予想浸水深3.0m以上の区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）は、一刻も早い立ち退き避難が必要であることから、重点的な取組みを推進します。

#### ② 津波

- ・居住地にかかる津波予想浸水深は2.0m未満であり、家屋が全壊する危険性は低いと考えられます。また、該当地域には都市構造上の重要な位置づけにある御津地区の地域拠点も含まれていることから、居住誘導区域から除外せず、ハード・ソフトの一体的な対策を推進し、災害リスクの低減を図ります。

### ③ 土砂災害

都市再生特別措置法及び同施行令に居住誘導区域を定めない区域とされている土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域（レッドゾーン）については、居住誘導区域から除外することで災害リスクを回避し、安全を確保します。

また、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）についても同様に、居住誘導区域から除外することで災害リスクを回避し、安全を確保します。

## 8-6 防災まちづくりに向けた具体的な取組み

### (1) 災害リスクを回避する取組み

#### ○災害リスクを踏まえた土地利用の見直し⇒土砂災害

- ・住宅等の建築や開発行為等の規制がある土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、及び土砂災害警戒区域を居住誘導区域から除外します。

#### ○災害リスクを踏まえた立地誘導⇒洪水 土砂災害

- ・立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、届出をした者に対して災害リスクに関する情報提供を行います。
- ・災害リスクのある地域に家屋を所有して居住している住民を対象に、都市機能誘導区域内の家屋取得を支援し、安全な地域への居住誘導を促進します。

### (2) 災害リスクを低減する取組み

#### ① ハード対策

#### ○河川・海岸施設の強化⇒洪水 内水 高潮 津波

- ・「東三河地域流域治水プロジェクト」、「豊川流域治水プロジェクト 2.0」に基づき、築堤・護岸の整備、河床掘削・浚渫を推進します。
- ・河川・海岸施設や水門、排水機場等の老朽化対策を推進します。
- ・地盤沈下及び老朽化した堤防護岸の補強や、堤防高の低い箇所のかさ上げを推進します。

#### ○雨水排水機能の強化⇒洪水 内水

- ・「豊川流域関連豊川市公共下水道事業計画」に基づき、雨水管や雨水浸透施設の整備を推進します。

#### ○避難路の確保⇒洪水 内水 高潮 津波 土砂災害

- ・避難路としての使用が見込まれる道路について、見通しの確保や安全性の向上等、避難の円滑化に向けた整備を推進します。

#### ② ソフト対策

#### ○防災・減災意識の向上

- ・とよかわ安心メール、防災アプリ、広報とよかわ、SNS、ホームページ等を活用した広報活動を行うとともに、防災講座の実施を通して住民の防災意識醸成を推進します。
- ・防災リーダーの養成講座やフォローアップ研修を実施し、災害時における町内会や自主防災会の対応力向上を図ります。
- ・防災倉庫の設置や資機材の購入に要する費用を補助するなど、自主防災会の活動を支援します。
- ・住民による「マイ・タイムライン」の作成を支援し、早期避難に対する意識の向上を図ります。
- ・被災後、早期に計画的なまちの復興を進めていくため、地域のまちづくりの将来像を地域

住民と事前に共有しておくための事前復興まちづくり計画を見据えた事前準備に取り組みます。

#### ○避難体制の強化

- ・地域が主体的に避難所の運営管理ができるように、避難所運営マニュアルの活用・周知を推進します。
- ・地域住民による地区防災計画の作成を促進し、地域における避難支援や情報伝達の体制整備を推進します。
- ・町内会や自主防災会による防災訓練の充実及び強化を推進し、地域防災力の強化を図ります。
- ・住民に対して、積極的な避難行動を喚起するとともに、自宅や施設で安全確保が可能かどうかの事前確認及び長時間の孤立に備えた備蓄体制の準備を促します。特に、予想浸水深が 3.0m を超える区域および家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）については、早期の立ち退き避難を促すための体制強化に取り組みます。

#### ○要配慮者に対する支援体制の強化

- ・高齢者や障害者等の要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設などと福祉避難所に関する協定を締結します。
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を推進するとともに、避難訓練を実施します。
- ・個別避難計画を作成し、災害時に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるような体制を構築します。

#### ○情報提供体制の強化

- ・河川の状況をモニタリングする河川監視カメラを整備し、情報発信の迅速化を図ります。
- ・防災情報伝達システム（屋外スピーカー・戸別受信機・防災アプリ）や、ホームページ、SNS など、災害に関する情報伝達手段の多重化、多様化を推進します。

#### ○ハザードマップ等の作成・周知・啓発

- ・避難地、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示した水害ハザードマップを作成・配布します。

## 8-7 取組みの進め方と防災まちづくりの目標

### (1) 取組みの進め方

前述の防災まちづくりに向けた具体的な取組みについて、実施主体及び取組みスケジュールを整理します。取組完了までの期間が5年以内のものは短期、10年以内のものは中期、10年以上のものは長期の取組みとして位置づけます。

表 実施主体及び取組みスケジュール

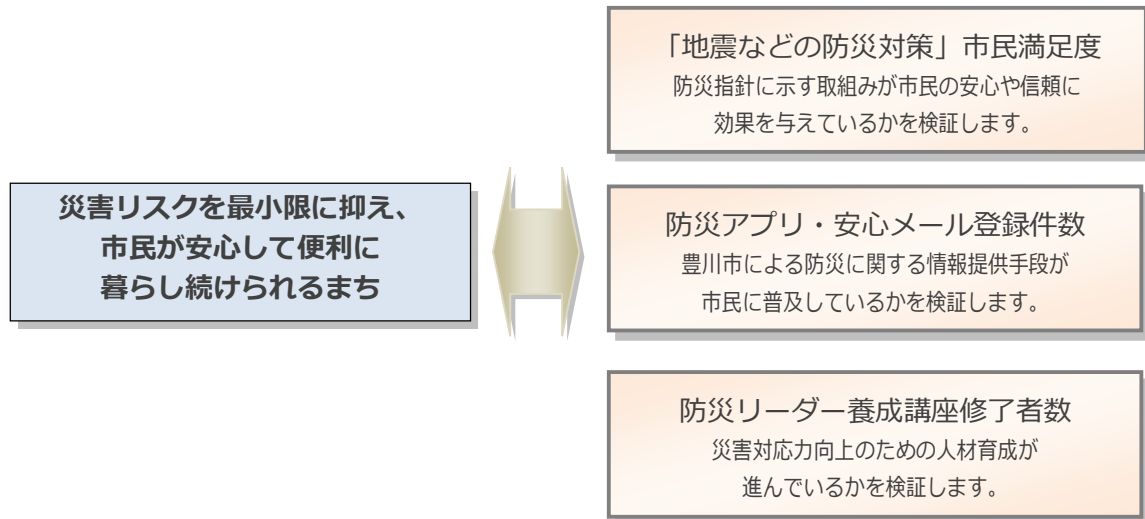
防災まちづくりに向けた具体的な取組み		実施主体	取組みスケジュール			
			短期	中期	長期	
災害リスクを回避する取組み	災害リスクを踏まえた土地利用の見直し	豊川市	計画の見直しと合わせて実施			
	災害リスクを踏まえた立地誘導	豊川市	継続的に実施			
災害リスクを低減する取組み	ハード対策	河川・海岸施設の強化	国 愛知県 豊川市	順次実施		
		雨水排水機能の強化	豊川市	順次実施		
		避難路の確保	豊川市	順次実施		
	ソフト対策	防災・減災意識の向上	愛知県 豊川市 地域住民 事業者	継続的に実施		
		避難体制の強化	豊川市 地域住民	継続的に実施		
		要配慮者に対する支援体制の強化	豊川市 事業者	継続的に実施		
		情報提供体制の強化	国 愛知県 豊川市 事業者	継続的に実施		
		ハザードマップ等の作成・周知・啓発	豊川市	定期的に見直し		

## (2) 防災まちづくりの目標

本指針で示す防災まちづくりの将来像「災害リスクを最小限に抑え、市民が安心して便利に暮らし続けられるまち」の実現に向けた取組みの効果が発揮されているかを評価するため、以下の数値目標を設定します。

### 防災まちづくりの将来像

### 評価指標



評価指標	基準値		目標(令和 22 年) (2040 年)
「地震などの防災対策」市民満足度 <sup>※1</sup>	40.8% (令和 7 年度)	➡	<b>50.0%<sup>※2</sup></b>
防災アプリ・安心メール登録件数	57,176 件 (令和 7 年度)	➡	<b>67,500 件</b>
防災リーダー養成講座修了者 <sup>※3</sup> 数	930 人 (令和 7 年度)	➡	<b>1,830 人</b>

※1 「地震などの防災対策」市民満足度：市民意識調査の「地震などの防災対策」に関する満足の程度の問題について、「満足」「まあ満足」と答えた人の割合です。

※2 市民意識調査は隔年実施であるため、令和 21 年（2039 年）の目標値とします。

※3 防災リーダー養成講座修了者数：「とよかわ防災リーダー養成講座」「とよかわ女性防災リーダー養成講座」の修了者数の合計です。

将来目標値の設定方法について

(1) 「地震などの防災対策」市民満足度について

「地震などの防災対策」市民満足度は、令和3年度以降上昇傾向にあり、令和7年度は40.8%となっています。この推移を維持するものとし、令和21年度の目標値を50.0%に設定します。

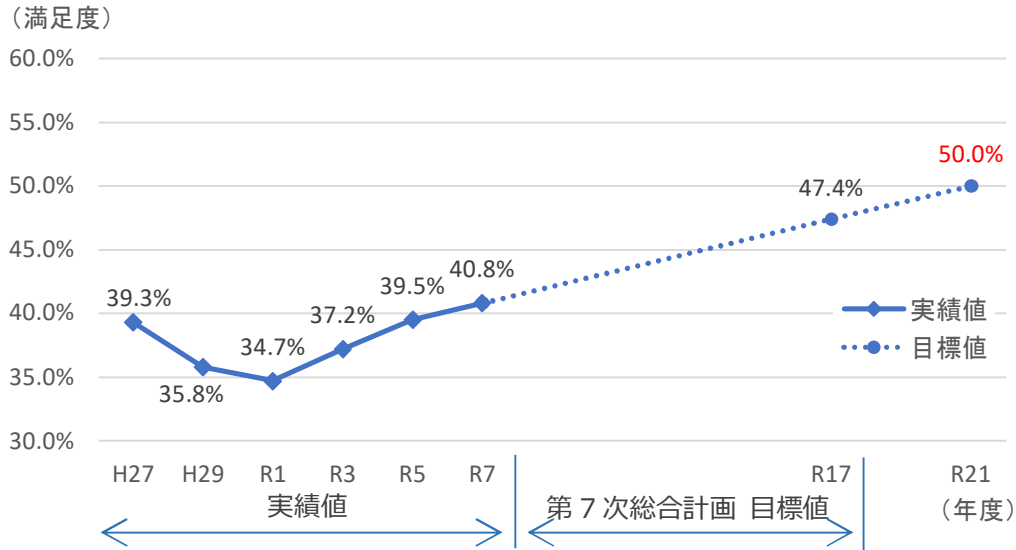


図 「地震などの防災対策」市民満足度の将来目標

参考：小学校区別の満足度分布について

令和7年度における小学校区別の満足度の分布をみると、小学校ごとに傾向が異なり、満足度が高い小学校区では50%を超え、低い小学校区では30%を下回っています。目標値の達成に向けて、市全体として高い満足度を達成している小学校区程度の満足度をめざすこととなります。

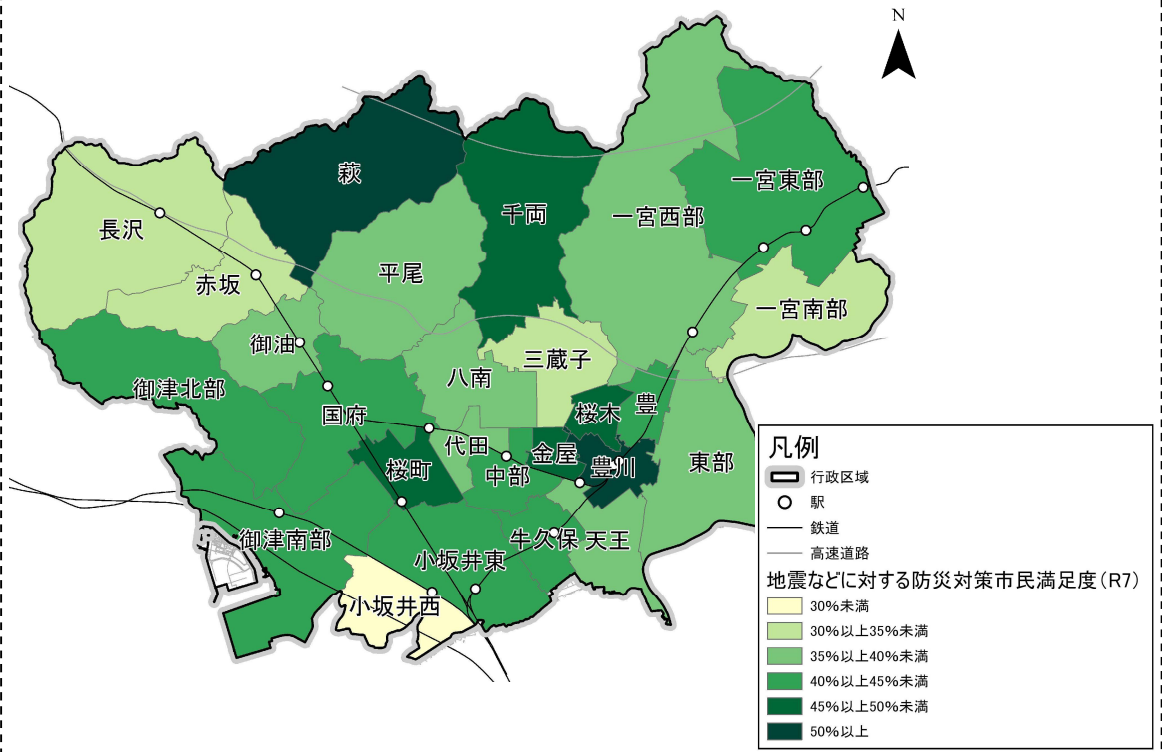


図 小学校区別「地震などの防災対策」市民満足度の分布 (令和7年度)

## (2) 防災アプリ・安心メール登録件数について

防災アプリ・安心メールの登録は、主に転入者や防災センター見学者の新規登録を見込んでいます。令和7年度から令和12年度までは1,000件/年度、令和13年度以降は500件/年度の登録を目指すこととし、目標値を67,500件に設定します。

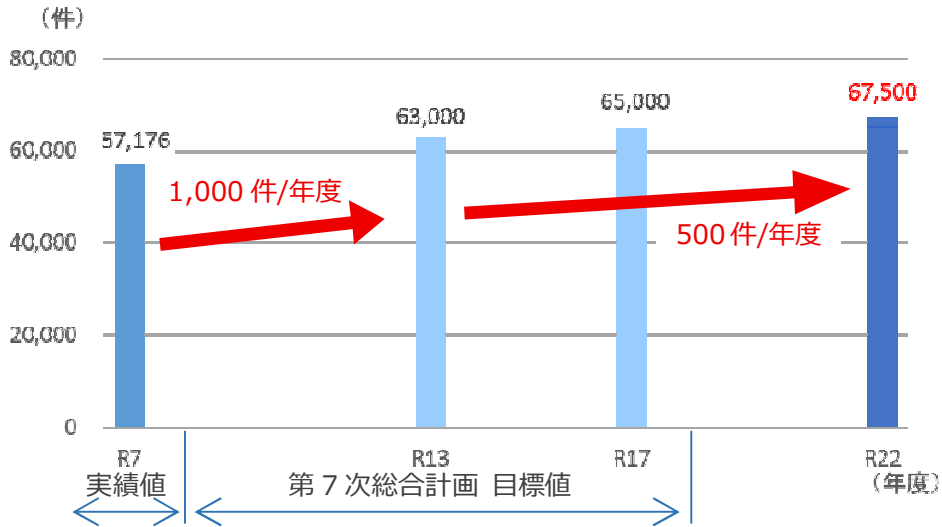


図 防災アプリ・安心メール登録件数の将来目標

### 【年度あたり登録件数の考え方（令和7年度～令和13年度）】

（令和7年度～令和12年度）

○転入者：転入者6,000件の1割（600件）登録と想定

○防災センター見学者：400件登録と想定

⇒600+400=1,000件

（令和13年度以降）

将来的な人口減少を考慮し、令和7年度～令和12年度の半数（500件）登録と想定

## (3) 防災リーダー養成講座修了者数について

「とよかわ防災リーダー養成講座」「とよかわ女性防災リーダー養成講座」の修了者数は毎年度60人程度で推移しています。毎年度の修了者数を令和22年度まで維持するものとし、目標値を1,830人に設定します。

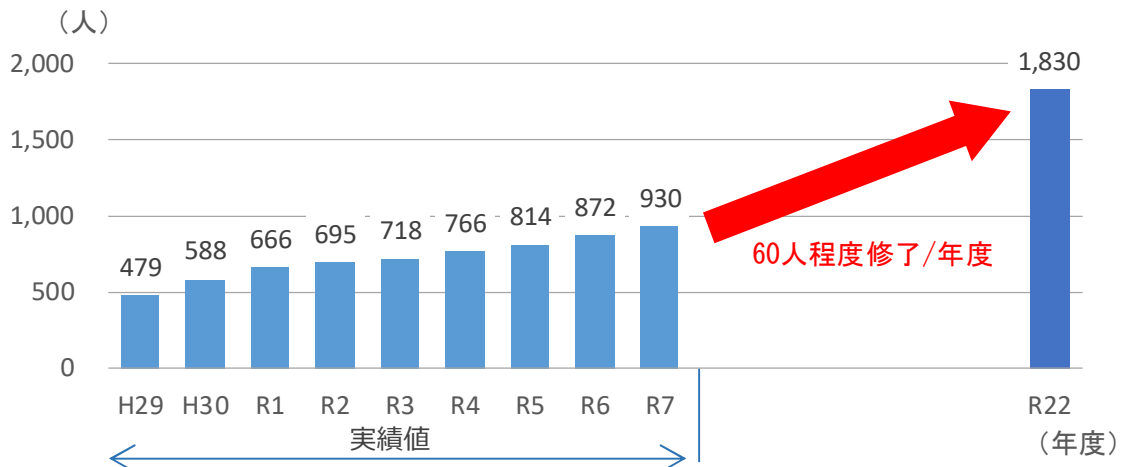


図 防災リーダー養成講座修了者数の将来目標

## 9 計画の推進方法及び目標値の設定

### 9-1 計画の推進方法

#### (1) 市民、事業者、行政等による協働のまちづくりの推進

人口減少・少子高齢化の進行等により、公共投資も厳しい財政制約が予想される中で、都市の将来像を実現するためには、計画的かつ効率的な取組みにより目指すべき都市の骨格構造を形成することが必要です。

そのためには市民・事業者・行政が役割と責任を果たしながらも、互いに協力しまちづくりを進めていく協働によるまちづくりが重要となります。各分野の行政機関の連携をさらに強化するとともに、住民やNPOの自主的な活動や市民と行政、事業者と行政等の多様な主体の連携によって展開していきます。

#### (2) 市民、事業者への積極的な情報発信

本計画に係る制度の周知を図るとともに、市民や事業者のまちづくりへの参画を促進するため、本計画に基づく各事業計画の内容や推進状況、活用可能な支援策等について、積極的な情報発信を行うとともに、幅広く市民の意見を収集します。

#### (3) 立地適正化計画の進行管理

##### ① 都市再生特別措置法における立地適正化計画の評価等

都市再生特別措置法により、立地適正化計画を策定した場合には、おおむね5年ごとに、施策の実施の状況等についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとされています。

##### ② 本市における進行管理の進め方

本計画の計画期間は、令和22年(2040年)までと長期間となるため、以下の進行管理により、都市の将来像「歴史・文化・自然が息づき 人とまちが輝き続ける持続可能な都市」の実現に向け、将来にわたり効果的な取組みを継続的に推進していきます。

#### ● PDCA サイクルによる進行管理

本市では、おおむね5年ごとに、PLAN(計画) - DO(実施) - CHECK(評価) - ACTION(改善)のPDCAサイクルによる進行管理を行い、施策の実施による効果や課題を評価し、必要に応じて見直しながら計画を推進します。

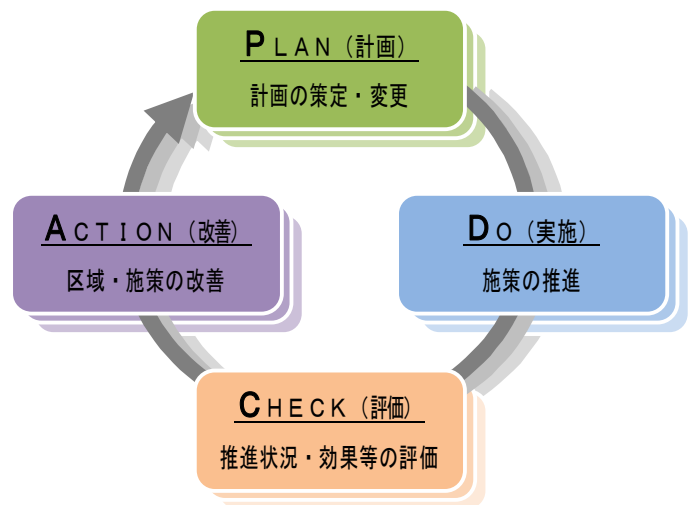


図 計画の推進方法イメージ

## 【PDCA サイクルの概要】

**PLAN (計画)**

- ・立地適正化計画の策定・変更を行います（おおむね5年ごと）。

**DO (実施)**

- ・本計画に基づく施策を推進します。

**CHECK (評価)**

- ・居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定や施策の推進に対して、効果や課題を以下の観点により評価します。

## 【CHECK (評価) の観点】

## ①施策の推進状況（1年ごと）

本計画に基づく施策が着実に推進されているか確認します。実施した施策については、その実施成果を把握し、事業費や財源状況等を踏まえ、実施内容が効率的であるかを評価します。実施されていない施策については、推進上の問題点や推進するための条件等を明確化します。

## ②まちづくりの方針・誘導方針に対する有効性（5年ごと）

- ・まちづくりの方針・誘導方針に即した居住や都市機能施設の立地動向となっているか評価します。
- ・国勢調査や都市計画基礎調査等の統計データ、各種調査データを用いながら、居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定に対し、それぞれの設定の考え方に基づき再検討します。
- ・目標値の評価を行います。

**ACTION (改善)**

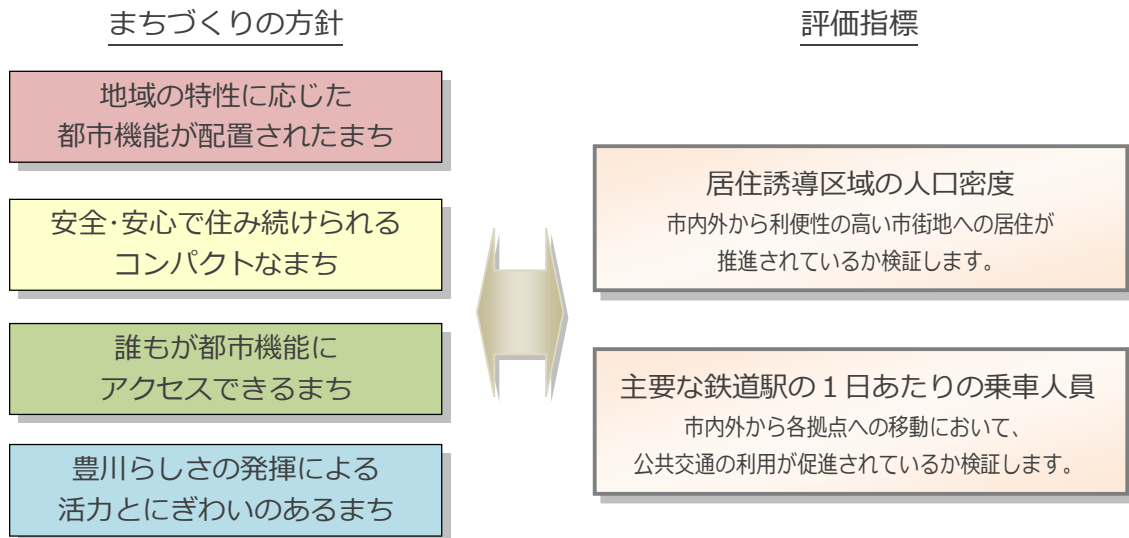
- ・評価・検証結果を踏まえ、本計画に示された各区域の設定や施策を改善します。

## ●計画の見直し

PDCA サイクルによる進行管理の他、都市づくりの指針となる上位関連計画の見直しや、各誘導区域の設定の基本となる区域区分や用途地域の変更、土砂災害特別警戒区域等の防災関連の区域指定等に応じて、随時本計画の妥当性等について検証し、本計画をとりまく環境の変化に即した内容へと見直しを行います。

## 9-2 目標値の設定

本計画にて設定した4つのまちづくりの方針を実現するための各種取組みの効果が適切に発揮され、市民一人ひとりが暮らしやすさを実感しつつ、生涯にわたり住み続けたいくなるような持続発展都市となっているか評価するため、以下の指標及び目標値を設定します。



評価指標	基準値	現況値	目標(令和22年) (2040年)
居住誘導区域の人口密度	49人/ha (平成22年国勢調査)	52.6人/ha (令和6年)	<b>49人/ha</b>
主要な鉄道駅*の1日あたりの乗車人員	19,126人 (平成26年度)	19,462人 (令和6年度)	<b>20,000人</b>

※ 主要な鉄道駅：各都市機能誘導区域の中心である以下の11駅を対象とします。  
JR 豊川駅、三河一宮駅、愛知御津駅、西小坂井駅、小坂井駅  
名鉄 豊川稲荷駅、諏訪町駅、八幡駅、国府駅、名電赤坂駅、伊奈駅

## 計画策定時における将来目標値の設定方法について

### (1) 居住誘導区域の人口密度の将来目標について

社人研推計（社会移動あり）による令和22年時点の人口が158,772人であるのに対し、豊川市人口ビジョン（平成28年度時点）の目標値は、168,770人であり、目標の達成には9,998人を増加させる必要があります。また、社人研推計（社会移動あり）に基づく、令和22年時点の居住誘導区域に係る居住地別の人口は右表のとおりです。

将来人口の目標値及び居住地別の人口分布に関する設定にあたっては、過去に整理された人口動向分析や誘導目標等を踏まえ、以下のとおり、将来目標を設定します。

表 居住地別人口：令和22年（2040年）

	R22人口
総人口	158,772人
居住誘導区域内人口	119,494人
居住誘導区域外人口	39,278人

#### 【目標値の設定方法】

①将来人口の維持に向けた目標値に対応する必要人口（9,998人）を、全て居住誘導区域の人口増加として設定する。

②居住誘導区域外の居住者の12%（ $39,278 \times 12\% = 4,713$ 人）が居住誘導区域へ転居とする。

※12%：第11回豊川市市民意識調査（平成27年度実施）の定住意向の設問において、「できれば移りたい」「わからない」と回答した人の割合

③社人研推計による居住誘導区域内の人口（119,494人）に、①～②の人口を加算した人口（ $119,494 + 9,998 + 4,713 = 134,205$ 人）が居住誘導区域内に居住とする。

$$\begin{aligned} \bullet \text{居住誘導区域の人口密度} &= 134,205 \text{人} / 2,751\text{ha} \\ &= 49 \text{人/ha} \quad \text{※おおむね現状維持として目標を設定} \end{aligned}$$

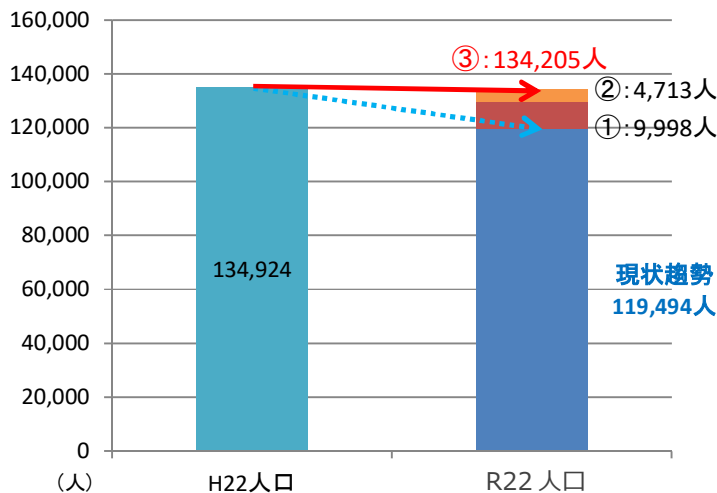


図 居住誘導区域内の人口の将来目標

参考：豊川市人口ビジョン（平成 28 年度時点）における目標人口の算定について

① 合計特殊出生率について

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では平成42（2030）年に合計特殊出生率を1.8、平成52（2040）年に2.07（人口置換水準）へ上昇させるモデルが示されています。本市においても国の少子化対策等と連携し、積極的に施策を展開することで、平成32（2020）年に1.75、平成42（2030）年に1.91、平成52（2040）年に2.07を達成すると仮定しています。

図表 8

出生率	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	→	平成 32 年	平成 42 年	平成 52 年
	(2011 年)	(2012 年)	(2013 年)		(2020 年)	(2030 年)	(2040 年)
豊川市	1.57	1.62	1.64		1.75	1.91	2.07
全国平均	1.39	1.41	1.43		1.60	1.80	2.07

※平成 23～25 年は愛知県の人ロ動態統計、子ども課資料による。平成 32 年以降は推計値。

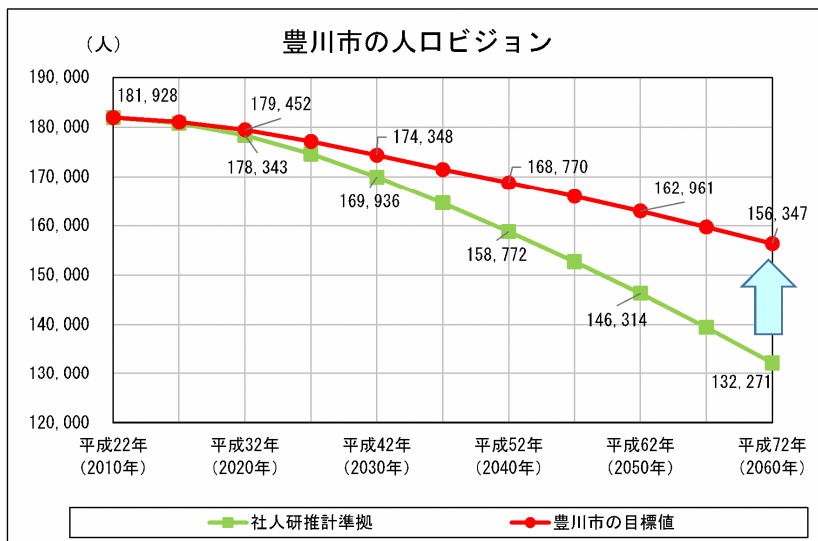
② 社会動態と年齢区分別人口の見通しについて

年齢区分別人口の見通しについて図表9に示します。若い世代の希望が叶うような雇用、就労環境を確保し、出産や子育て環境の充実を図ることで、社会動態が安定化（0 から 44 歳の純移動率のうち、マイナスとなっているものをゼロに改善）すると仮定しています。

図表 9

	平成 22 年	平成 32 年	平成 42 年	平成 52 年	平成 62 年	平成 72 年
	(2010 年)	(2020 年)	(2030 年)	(2040 年)	(2050 年)	(2060 年)
総人口	181,928	179,452	174,348	168,770	162,961	156,347
年少人口 (0～14 歳)	27,299 15.0%	25,373 14.2%	24,302 13.9%	25,215 14.9%	25,171 15.4%	24,028 15.4%
生産年齢人口 (15～64 歳)	116,221 63.9%	105,942 59.0%	100,726 57.8%	90,883 53.9%	86,301 53.0%	85,699 54.8%
老年人口 (65 歳以上)	38,409 21.1%	48,138 26.8%	49,321 28.3%	52,672 31.2%	51,489 31.6%	46,620 29.8%

※平成 22 年は社人研により国勢調査結果の年齢不詳を按分した結果による。また、各年齢区分別人口の合計は、端数処理により総人口と合致しない場合がある。



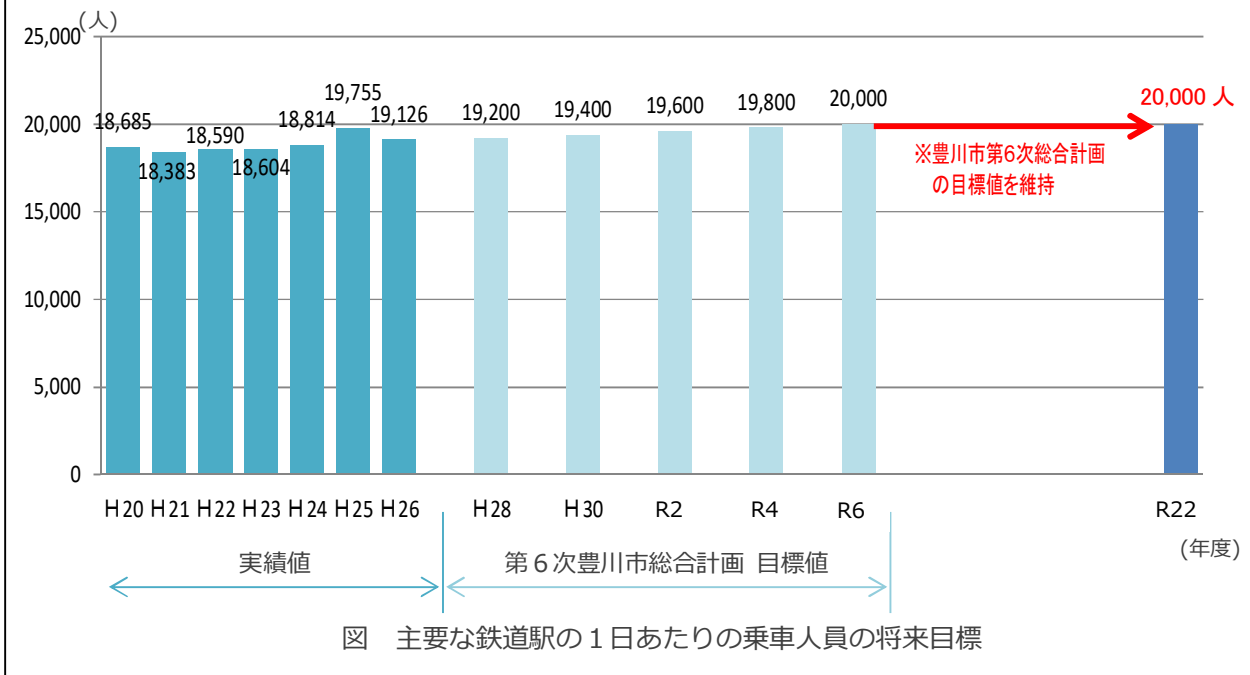
(豊川市人口ビジョンより)

## (2) 主要な鉄道駅の1日あたりの乗車人員の将来目標について

都市機能誘導のための施策を実施することにより、計画の目的である持続可能な都市の形成を目指すことから、各拠点への集約・交流を示すための主要な鉄道駅1日あたりの乗車人員を将来目標値として設定します。

### 【目標値の設定方法】

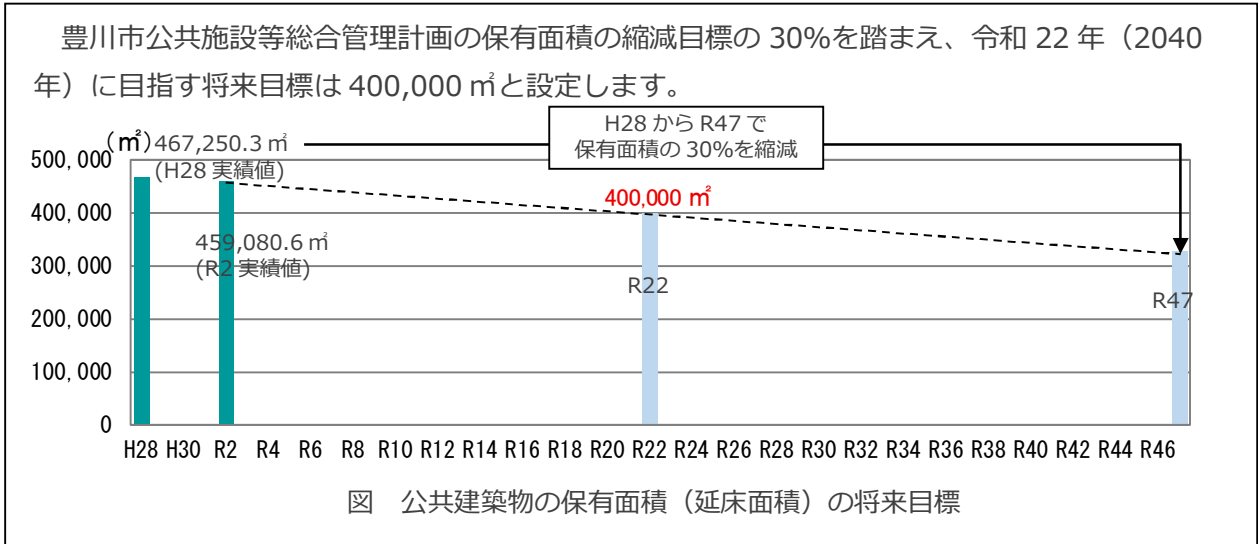
今後の人口減少・少子高齢化の進行においても、都市機能や人口密度等の適正配置により、第6次豊川市総合計画における主要な鉄道駅の乗車人数の目標値の20,000人を令和22年においても維持させるものとし、本計画の目標値を20,000人と設定します。



**参考指標：公共建築物の保有面積（延床面積）について**

持続可能な行政運営に向けた財政負担の状況を把握するため、豊川市公共施設等総合管理計画で対象とする公共建築物の延床面積を参考指標として設定します。

【参考指標の設定方法】



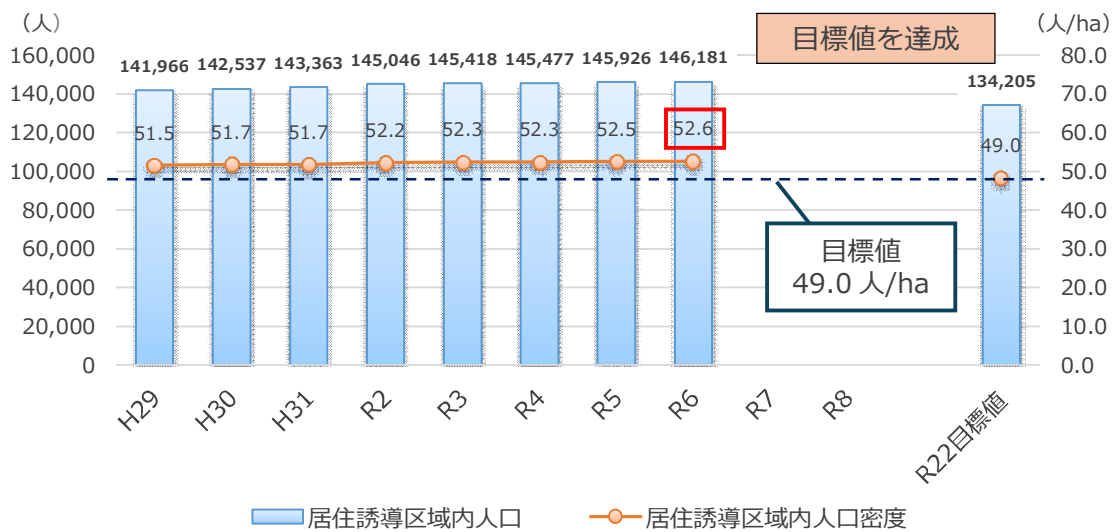
## 令和7年度改定時の確認内容

## (3) 目標値の達成状況について

目標値に対する令和6年度時点での、目標値の達成状況を確認します。

## 《居住誘導区域の人口密度》(目標値1)

平成29年(2017年)より令和6年(2024年)の居住誘導区域内の人口は以下のとおりとなっています。人口の将来見通しは人口減少の傾向が示されていますが、現状では居住誘導区域内の人口及び人口密度はほぼ横這いで推移しており、いずれの年度も目標値以上の人口密度で推移しています。



※人口は、住民基本台帳に基づく人口を採用しています。

※居住誘導区域面積は、令和3年3月改定時の面積(2,779ha)で計算しています。

図 居住誘導区域の人口と人口密度の推移

## 《主要な鉄道駅の1日あたりの乗車人員》(目標値2)

平成29年(2017年)より令和6年(2024年)までの乗車人員の実績値を追加しています。

コロナ禍の影響により令和2年(2020年)以降の利用者数が大きく減少しています。令和6年(2024年)時点では目標値(20,000人)に達していませんが、令和元年(2019年)の水準に回復傾向となっています。

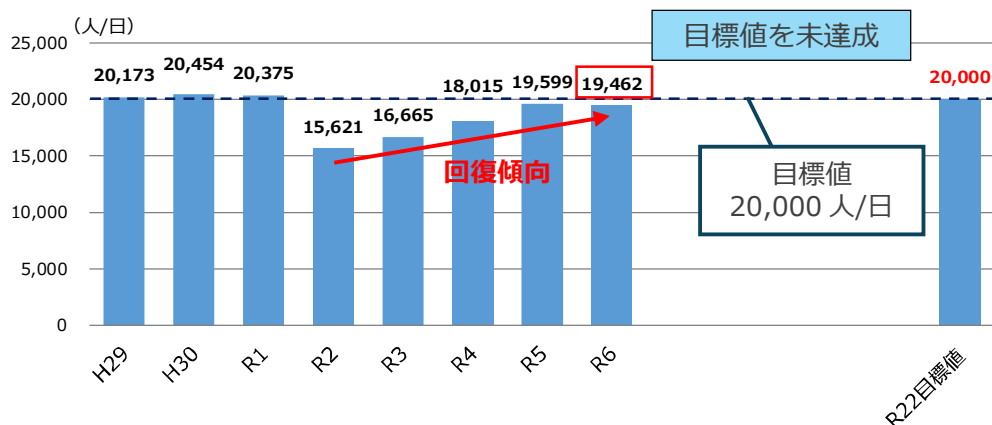


図 主要な鉄道駅の1日あたりの乗車人員の将来目標

## 9 計画の推進方法及び目標値の設定